|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 注意事項  新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ・Bタイプ)　申請にあたっての注意事項 | 確認 |
| 0 | この補助金は、工場・研究所を新増設する場合の補助金です。  （例外として、既存家屋で設備を一新する場合は、過半以上の面積での設備更新が必要です） |  |
| 1 | 製造に必要な建屋・設備が補助対象です。  （製造等に直接寄与し、固定資産税が課税されるものが補助対象です。） |  |
| 2 | 撤去費用のほか、リース資産・中古物品・移設設備・内製品の労務費は補助対象外です。  （事務所・什器など製造に寄与しない建屋・設備は補助対象外です。） |  |
| 3 | 補助対象事業で取得する建屋内で申請事業・次世代産業分野・集積業種(Aタイプのみ)以外の事業を行う場合、建屋の補助対象経費を按分して除きます。また、上記事業以外に用いる償却資産は対象外です。 |  |
| 4 | 補助対象経費の上限額は、認定申請書に記載した額です。投資額が増えても変更できません。  （申請と異なる目的・用途の償却資産は補助対象外です） |  |
| 5 | 補助対象経費が減少した場合は、精算後の対象経費に基づき交付額を算定します。  （対象経費確認のため、契約書・納品書・請求書・振込明細の写しが必要になります） |  |
| 6 | 補助金の支払は、精算・事後払いです。  （投資が完了し、全ての対象経費の支払完了後に交付額が決定されます。(電子)手形での支払いの場合、手形の金額が口座から引き落とされた日が支払日になります） |  |
| 7 | 投資の実行主体と製造事業実施者は、同一でなければなりません。  （親会社・子会社など別会社による資産取得は補助対象外です。ただし、支配関係にある法人各社による連名申請の場合は除きます） |  |
| 8 | 機械設備の設置場所は、原則として新築家屋（又は設備一新エリア）に限ります。  （やむを得ない理由により別棟などに設置する場合は、認定申請時に申し出てください） |  |
| 9 | 主たる用途が申請者で利用する工場・研究所でなければなりません。  （生産用エリアが過半以上を占めていること。他社への賃貸部分は補助対象外。） |  |
| 10 | Ａ：要件となる常用雇用者を、認定申請から補助金交付年度末まで常に**維持**してください。  （中小企業・中堅企業25人以上、大企業50人以上。定年退職等で下回る場合は補充が必要です。）  Ｂ：新増設等を行う工場等にて、要件となる常用雇用者を、操業開始までに**増加**してください。（中小企業・中堅企業５人以上、大企業10人以上。認定申請時における県内常用雇用者数からの増加も必要です。） |  |
| 11 | 認定申請書の提出後、３年以内に補助事業の操業を開始してください。  （全ての補助対象資産の納品・検収を３年以内に終えている必要があります） |  |
| 12 | 認定申請書の提出前に発注した償却資産は、補助対象外です。  （やむを得ない理由により事前に発注する場合は、認定申請時に先行発注理由書の提出が必要です） |  |
| 13 | 認定申請書の提出前に全ての支払が完了している資産は、補助対象外です。 |  |
| 14 | 認定申請時に記載のない資産や、台数の増加分については補助対象外です。  (事業目的のための能力増強に伴う変更等、理由が明確である場合は交付申請時に説明をお願いします。) |  |
| 15 | 最初の稼働日から１年以上経過後に発注された償却資産は、補助対象外です。  （最初の稼働日とは、原則として最初に補助対象設備が納品された日です） |  |
| 16 | ＜大企業及びみなし大企業＞同一の事業所における同一事業（同一用途・同一認定分野）での補助金交付は１回限りです。（同一の事業所とは、工場立地法の届出等による一の団地です） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 17 | 操業開始から５年間は認定された補助事業の操業を継続しなければなりません。  （違反した場合は、補助金の返還対象となります） |  |
| 18 | 補助対象資産は、５年間の財産処分制限が発生しますので、訪問確認を行います。  （目的外使用や売却・貸付・除却・担保設定・移設などは知事の承認が必要です） |  |
| 19 | 補助対象企業として認定された場合、企業名等が記者発表されます。  （企業名、立地場所、事業内容、認定分野、企業規模を公表します） |  |
| 20 | 提出された認定申請書等は「愛知県情報公開条例」に基づき、県の保有する行政文書として開示される場合があります。（個人情報等の不開示情報は除く。） |  |